

伊豆スカイラインC.C.発電所設置に関し環境影響評価の
確実な実施を求める意見書

伊豆スカイラインC.C.発電所設置については、令和元年12月9日に設置事業者が静岡県に「静岡県環境影響評価条例」の規定による届出を行い、静岡県は同条例に基づき伊豆市へ意見照会をしています。これに対し伊豆市は、令和2年1月8日付の文書で「環境影響評価を行う必要がある」との回答を行っております。静岡県は伊豆市の意見等を参考に、設置事業者に対し静岡県環境影響評価条例の規定により「環境影響評価その他の手続きを行う必要がある」と通知しています。

発電所設置地区の住民からは、10万枚に及ぶ太陽光パネルの設置は、伊豆市のみならずジオパークである伊豆半島全体の景観が損なわれる恐れがあるだけでなく、近隣住民へは「想定を超えた暴風によるパネル飛散による被害」「設置されるパワーコンディショナーの騒音被害」「反射光による被害」等様々な影響が危惧される。さらに、静岡県から設置事業者への処分通知での検討はされていないと思われるが、事業者が設置を計画している調整池近くの下流にある近隣住民の飲料用水源への影響も心配である等から、静岡県が通知した環境影響評価が必ず実施されるよう伊豆市議会が静岡県に意見書を提出することを望む陳情がなされました。

伊豆市議会は、この陳情を協議した結果、地域住民の不安解消や発電所を設置する場合の必要な対策を確認する等が必要とし、発電所設置事業者による環境影響評価が確実に実施されるよう静岡県に対し要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 9月18日

静岡県伊豆市議会

静岡県知事 川 勝 平 太 殿